岩手県告示第778号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成21年10月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
神の前歯科小児歯科医院	紫波郡矢巾町南矢幅第13地割29番地1	平成21年7月31日
雫石歯科診療所	岩手郡雫石町万田渡74番地の1	平成21年8月30日
平野内科医院	釜石市只越町三丁目3番3号	平成21年8月31日